

森永製菓グループ 紙調達ガイドライン

紙原料の木質資源は、乱伐・違法伐採により世界的に減少が続いており、持続可能な調達が求められています。

森永製菓グループでは、違法伐採や生態系の破壊のない、環境や地域にも配慮した森林資源を有効利用し、「森永製菓グループ調達方針」に沿って、サプライヤーとともに社会・環境・人権に配慮した紙の調達活動に取り組んでまいります。

1. 対象範囲

森永製菓グループ製品に使用する紙（製品の包材）

2. 方向性と取り組み

森永製菓グループでは、サプライヤーと協働し、FSC®などの第三者認証を取得した紙や間伐材を含む紙、再生紙などの、環境や地域社会に配慮した、以下の条件を満たす持続可能な紙を優先的に調達します。

- ・紙原料生産国および地域の法令・社会規範が遵守されている。
 - ・品質・安全性が確保されている。
 - ・トレーサビリティを含む透明性が確保され、公正かつ公平に取引されている。
 - ・「国連グローバル・コンパクト」の10原則、国連「ビジネスと人権の指導原則」等、国際的な人権に関する考え方にに基づき、人権の尊重(先住民族の権利尊重・強制労働・人身取引の監視・撤廃等)、労働環境・安全衛生に配慮している。
 - ・環境保全や、生物多様性・生態系保全など、地球環境に配慮している。
 - ・保護価値の高い地域や泥炭湿地林などの伐採や火入れ等を行わない、責任ある新規森林の開発がされている。
 - ・紙原料生産国の地域社会発展・維持に貢献している。
-
- ・持続可能な紙の調達に向け、サプライヤーに本ガイドラインの共有・周知を徹底し、問題があった場合は適切に対応します。
 - ・本ガイドラインは定期的に内容の見直しを図っていきます。
 - ・持続可能な紙調達の取り組みについて毎年報告します。

制定 2022年6月